

## 2. 『国際法外交雑誌』掲載原稿に関する審査規程

### 第1条 目的

『国際法外交雑誌』に掲載する原稿に関する審査手続を明確にするため、この規程を定める。

### 第2条 原稿の種類と審査対象

- (1) この規程にもとづく審査の対象は、「講演」、「論説」、「研究ノート」、「書評論文」、「判例研究」、「資料」および「紹介」欄に掲載する原稿とする。
- (2) 「主要文献目録」、「会報」および「その他」欄に掲載する原稿については、審査の対象としない。

### 第3条 審査および掲載

- (1) 前条1項に掲げる審査は、原則として、レフェリーによる査読をもって行い、その査読結果に基づき、雑誌編集委員会が原稿の掲載の可否を決定する。
- (2) レフェリーによる査読のために、『国際法外交雑誌』掲載原稿に関するレフェリー一制運用細則を別に定める。

### 第4条 雑誌編集委員会による依頼原稿の審査

国際法学会研究大会での報告に基づいて雑誌編集委員会が依頼する原稿、雑誌編集委員会の特集号企画等に基づき雑誌編集委員会が依頼する原稿、および、その他雑誌編集委員会が個別に執筆を依頼する原稿については、レフェリーによる査読を省略することができる。

### 第5条 改正

- (1) この規程の改正については、雑誌編集委員会が審議し、決定する。
- (2) 改正された規程の発効については、理事会の承認を要する。

### 附則

この規程は、2005年1月1日から施行する。

### 附則（2013年5月17日改正）

この規程は、2013年6月1日から施行する。

附則(2022年5月22日改正)

この規程は、2022年6月1日から施行する。